

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 当施設が提供できるサービスについての相談窓口

電話 : 04-7134-1001

担当 : 介護老人保健施設 葵の園・柏たなか 通所リハビリテーション

時間 : 午前9:00～午後5:00 (月曜日～土曜日)

※ ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

2. 当施設(介護予防)通所リハビリテーションの概要

(1) 名称等

ア 名称 : 医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・柏たなか

イ 所在地 : 〒277-0803

千葉県柏市小青田一丁目3番地3

ウ 事業所番号 : 1252180081

(2) 提供できるサービスの種類と地域

ア 種類 送迎・食事・入浴・機能訓練等

イ 地域 原則的に柏市 (詳細はご相談下さい。)

(3) 体制

管理者	介護職員	支援相談員	理学療法士等
1名	1名以上	—	1名以上

(4) 設備

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
30名	1室	1室	1室 ※	1室	4台

※一般浴槽・車椅子浴槽があります。

(5) 営業時間

月曜日～土曜日	午前8:30～午後5:30
日曜日	定休日
年末・年始	12月31日～1月3日 休業

3. サービス内容

- ア 送迎 : 施設送迎・家族送迎・ご自身にて自家用車、公共交通機関を利用での来所も可能です。
- イ 食事 : 栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気作りに心がけています。
- ウ 入浴 : 利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。
- エ 機能訓練 : 日常作業動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。
- オ 生活相談 : 利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

4. 料金

(1) 利用料金

※ 柏市地域加算単価 10.33 含む(小数点以下切上げ)後の料金表記になっております。

ア 通所リハビリテーション料金 (所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥381	¥762	¥1,144
要介護 2	¥411	¥822	¥1,233
要介護 3	¥443	¥886	¥1,329
要介護 4	¥473	¥946	¥1,419
要介護 5	¥507	¥1,014	¥1,522

イ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥395	¥791	¥1,187
要介護 2	¥453	¥907	¥1,360
要介護 3	¥514	¥1,029	¥1,543
要介護 4	¥573	¥1,147	¥1,720
要介護 5	¥632	¥1,264	¥1,897

ウ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥502	¥1,004	¥1,506
要介護 2	¥583	¥1,167	¥1,751
要介護 3	¥664	¥1,328	¥1,993
要介護 4	¥767	¥1,535	¥2,303
要介護 5	¥869	¥1,740	¥2,609

エ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥571	¥1,142	¥1,714
要介護 2	¥663	¥1,326	¥1,990
要介護 3	¥754	¥1,508	¥2,262
要介護 4	¥871	¥1,744	¥2,616
要介護 5	¥988	¥1,977	¥2,966

オ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥642	¥1,285	¥1,928
要介護 2	¥762	¥1,525	¥2,287
要介護 3	¥880	¥1,760	¥2,640
要介護 4	¥1,019	¥2,039	¥3,059
要介護 5	¥1,156	¥2,314	¥3,471

カ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥738	¥1,477	¥2,216
要介護 2	¥878	¥1,756	¥2,634
要介護 3	¥1,013	¥2,027	¥3,040
要介護 4	¥1,174	¥2,349	¥3,524
要介護 5	¥1,332	¥2,665	¥3,998

キ 通所リハビリテーション料金 (所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合) 1 回分

介護保険適用時の自己負担額			
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	¥787	¥1,574	¥2,361
要介護 2	¥932	¥1,866	¥2,798
要介護 3	¥1,080	¥2,160	¥3,242
要介護 4	¥1,255	¥2,510	¥3,765
要介護 5	¥1,424	¥2,849	¥4,274

各種加算	1 割負担	2 割負担	3 割負担
理学療法士等体制強化加算	¥31	¥62	¥93
リハビリテーション提供体制加算 (3 時間以上 4 時間未満)	¥13	¥25	¥38
リハビリテーション提供体制加算 (4 時間以上 5 時間未満)	¥17	¥34	¥50
リハビリテーション提供体制加算 (5 時間以上 6 時間未満)	¥21	¥42	¥62
リハビリテーション提供体制加算 (6 時間以上 7 時間未満)	¥25	¥50	¥75
リハビリテーション提供体制加算 (7 時間以上)	¥29	¥58	¥87
入浴介助加算 (I)	¥42	¥84	¥126
入浴介助加算 (II)	¥62	¥124	¥186
リハビリテーションマネジメント加算 (イ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月以内)	¥578	¥1,157	¥1,735
リハビリテーションマネジメント加算 (イ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月超)	¥248	¥496	¥744
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月以内)	¥613	¥1,225	¥1,838
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月超)	¥282	¥564	¥846
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月以内)	¥819	¥1,638	¥2,458
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) (利用開始日に属する月から 6 ヶ月超)	¥489	¥977	¥1,466
医師が利用者またはその家族に説明した場合	¥279	¥558	¥837
短期集中個別リハビリテーション加算	¥114	¥228	¥341
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	¥248	¥496	¥744
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	¥1,984	¥3,967	¥5,951

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算（6月以内）	¥1,292	¥2,584	¥3,876
若年性認知症利用者受入加算	¥62	¥124	¥186
栄養改善加算（3月以内/月2回を限度）	¥207	¥414	¥621
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	¥21	¥42	¥63
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）	¥6	¥12	¥18
口腔機能向上加算（Ⅰ）	¥155	¥310	¥465
口腔機能向上加算（Ⅱ）（3月以内/月2回を限度）	¥166	¥332	¥498
重度療養管理加算	¥104	¥207	¥310
中重度ケア体制加算	¥21	¥42	¥62
同一建物に居住する利用者	¥98	¥195	¥292
送迎を行わない場合（片道につき）	¥-49	¥-98	¥-146
移行支援加算	¥13	¥25	¥38
科学的介護推進体制加算	¥42	¥84	¥126
栄養アセスメント加算	¥52	¥104	¥156
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	¥23	¥46	¥69
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	¥19	¥38	¥57
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	¥7	¥13	¥19
一体的サービス共同加算	¥496	¥992	¥1,488
退院時共同指導加算	¥620	¥1240	¥1860
介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）	総単位（基本サービス・各種加算）×8.6%		
業務継続計画未実施減算	所定単位 - 1%で算定		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位 - 1%で算定		
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位 - 1%で算定		
感染症または災害の発生を理由とする利用者数減少が一定数発生時の加算	施設サービス費の3%		

※上記以外に別途加算がかかることがあります。

・介護保険適用外料金

実費自己負担額			
日用品費	喫茶教養費	食事代	合計
255 円/日	154 円/日	714 円/日	1123 円/日

実費自己負担額			
日用品費	喫茶教養費	おやつ代	合計
255 円/日	154 円/日	100 円/日	509 円/日

ク 介護予防通所リハビリテーション利用料

介護保険適用時の自己負担額			
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	¥2,342	¥4,686	¥7,029
要支援2	¥4,367	¥8,735	¥13,103

※介護予防通所リハビリテーション自己負担額は、回数計算ではなく月単位の料金となります。

・介護保険適用外費用

実費自己負担額			
日用品費	喫茶教養費	食事代	合計
255円/日	154円/日	714円/日	1123円/日

実費自己負担額			
日用品費	喫茶教養費	おやつ代	合計
255円/日	154円/日	100円/日	509円/日

各種加算	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防リハビリの長期利用の適正化 (利用開始月から12月超の場合) 要件を満たさない場合	要支援1	¥124	¥248	¥372
	要支援2	¥248	¥496	¥744
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6月以内)		¥581	¥1,162	¥1,743
若年性認知症利用者受入加算		¥248	¥496	¥744
同一建物に居住する利用者	要支援1	¥389	¥777	¥1,166
	要支援2	¥777	¥1,554	¥2,331
退院時共同指導加算		¥620	¥1,240	¥1,860
栄養改善加算		¥155	¥310	¥465
栄養スクリーニング加算		¥6	¥11	¥16
口腔機能向上加算		¥155	¥310	¥465
一体的サービス共同加算		¥496	¥992	¥1,488
科学的介護推進体制加算		¥41	¥82	¥123
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	¥91	¥182	¥273
	要支援2	¥182	¥364	¥546
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	¥75	¥149	¥223
	要支援2	¥149	¥298	¥447
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	¥25	¥50	¥75
	要支援2	¥50	¥99	¥149
介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)	総単位数(基本サービス・各種加算)×8.6%			
業務継続計画未実施減算	所定単位-1%で算定			
身体拘束廃止未実施減算	所定単位-1%で算定			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位-1%で算定			

※上記以外に別途加算がかかることがあります。

※その他、紙オムツ、レクリエーション等にかかる費用は自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合はひとまず1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日住居地の市町村窓口を提供しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

(2) 支払方法

利用月の末締めとし、翌月の20日までに葵の園・柏たなかの指定銀行にお振込み頂くか、指定銀行よりの自動振り替えサービスにてお支払を頂きます。

(尚、自動振り替えサービスには登録に約2ヶ月の期間が必要となります。登録が終了するまでは、お振込みにてお願いいたします。)

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

まずは、お電話にてご連絡下さい。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援相談員（ケアマネージャー）にご相談下さい。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前にまでにお申し出下さい。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止む得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

①利用者が他の介護施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合。

②介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。（※この場合、条件を変更して再度契約する事が出来ます。）

③利用者がお亡くなりになった場合。

エ その他

①当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事が出来ます。

②利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、嫌がらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知する事により即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当（介護予防）通所リハビリテーションの特徴等

（1）運営方針

当事業所のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心得の犠牲を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことが出来るようサービスに努めます。

（2）サービスの現状

項目	有無	備考
男性職員の有無	有	入浴介助も含まれます。
異性による身体介助	有	排泄介助含む介護全般
時間延長の可否	否	——
従業員への研修の実施	有	月1～2回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	——

（3）サービスの利用にあたっての留意事項

- ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用に当たって、本来の用法に従い使用する事とし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ウ その他この規程に定めるものの他、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

7. 緊急時の対処方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ア. 防災時の対応：事業所防災規程による。
- イ. 防災設備：前ア項の規程に沿った設備を設置。
- ウ. 防災訓練：年2回実施
- エ. 防災責任者：防火管理責任者

9. 感染症対策

- (1) 当施設は、施設内で発症が予測される感染症に対し全て職員が同じ手順で対応できるよう感染症対策マニュアルを作成します。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保険所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当施設において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - ア. 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
 - イ. 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための指針整備をします。
 - ウ. 職員に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための、研修、訓練を定期的実施します。(入職時+年2回以上)

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や自然災害等の発声時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務計画書に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 身体の拘束等

当施設は、サービスの提供にあたり原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。ただし、ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命、身体を保護する目的で緊急かつやむを得ない場合は、次に掲げる要件に該当するか十分に検討し、ご利用者様またはご家族に説明、同意を得たあと、身体拘束その他行動を制限する行為を行うことがあります。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他のご利用者様の生命、身体に危険が及ぶと考えられる場合。
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、ご利用者様本人または他のご利用者様の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
- (3) 一時性：ご利用者様本人または他のご利用者様の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

身体拘束実施時には、その目的や内容、様態及び拘束の時間、ご利用者様の身体の状況を経過観察や検討内容とともに記録し保管します。

12. 虐待防止措置

当施設は、ご利用者様の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 職員がご利用者様の権利擁護に取り組める環境整備に努めるほか、支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えます。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備します。
- (5) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。(入職時+年2回以上)
- (6) サービス提供中に、当該施設職員または養護者(現に養護している家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに当該市町村や関連する公的機関に報告します。

13. ハラスメント対策

当施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組めます。

- (1) 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。
 - ア 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばされそうになった)行為
 - イ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ウ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記の内容は、当該法人職員、取引事業の方、ご利用者様及びその家族様等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議などにより同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントに対する基本的な考えについて研修を実施するとともに、ハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、その行為者に対して、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 事故発生の防止

事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- (1) 事故発生の防止の指針設備をします。
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策について従業者へ周知をします。
- (3) 事故発生防止の委員会の開催をします。
- (4) 事故発生防止の研修の実施をします。(入職日+年2回以上)
- (5) 事故発生の防止の措置を適切に実施する為の担当者の設置をします。

15. サービス内容に関する相談・苦情

ア. 当事業者のご利用相談・苦情

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか

電話番号 : 04-7134-1001

イ. その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号 : 043-254-7409

柏市役所 保健福祉部 介護保険課

電話番号 : 04-7167-1111

16. 当事業者の概要

名称・法人種別

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか

代表者

理事長 新谷 幸義

電話番号

04-7134-1001

令和 年 月 日

(介護予防)通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

<事業所>

所在地 千葉県柏市小青田一丁目3番地3 [事業所番号] 1252180081

名称 医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか 印

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

通所契約について、認知症などの理由で本人による同意が困難な場合は、ご家族または代理人(成年後見人)による代筆をお願い致します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<保証人・後見人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

令和6年6月1日 改正